コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、長期安定的な企業価値の向上を経営の最重要課 題としています。また、内外の法およびその精神を遵守 し、オープンでフェアな企業活動を通じて、国際社会か ら信頼される企業市民となることを経営の基本理念にし ています。そしてその実現のためには、株主の皆さまや お客さまをはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ス テークホルダーと良好な関係を築き、お客さまに満足し ていただける商品を提供することにより長期安定的な成 長を遂げていくことが重要と考えています。この考え方 は、経営の基本方針である「トヨタ基本理念」にも記され ており、また2005年1月には、これをより具体的に明記 した「社会・地球の持続可能な発展への貢献 | を「トヨタ基 本理念 | の解説書として策定し、公表、展開しています。 このような中で、グローバル企業としての競争力を一層 強化していくために、さまざまな施策を講じて、コーポ レート・ガバナンスの充実を図っています。

具体的な施策としては、グローバルな戦略展開の迅速な意思決定およびオペレーションのスピードアップを期し、独自の経営制度を導入しています。また、社会的責任を果たしつつ経営の透明性を高めていくために、従来から社内に各種の協議会や委員会等を設置し、さまざまなステークホルダーの観点から経営や企業行動のあり方について審議、モニタリングを実施しています。

しかしながら、どのようなガバナンスの仕組みや体制を構築しても、最終的にはそれを運用する人の意識が低ければ、決して有効に機能することはありません。当社には、事実に即して判断する「現地現物主義」や、問題を直ちに顕在化・共有化する「視える化」といった、問題解決と再発防止を優先する独自の企業風土があります。つまり、「品質は工程で造り込む」という考え方のもと、日々の業務から、その業務の質を向上させていくことが、ガバナンスの強化に繋がっていると言えます。こうしたチェック&バランス機能を経営陣と従業員が共有することにより、高い倫理観に基づいた意思決定と業務の執行に努めています。

トヨタの経営制度

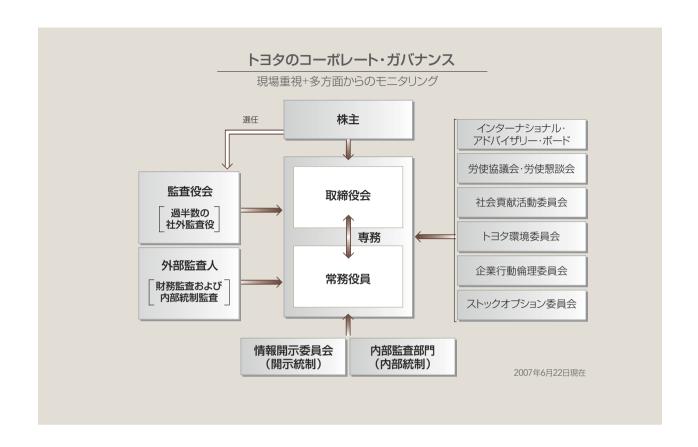
現行の経営制度は、2003年に導入されたものです。それ以前との主な違いは、取締役数を減らすとともに、取締役ではない「常務役員」を新設したことです。現行制度では、全社のさまざまな機能のオペレーションに関して、取締役である「専務」が最高責任者の役割を担い、「常務役員」が実務を遂行するという仕組みになっています。「専務」を経営に特化させるのではなく、当社の強みである「現場重視」の考え方の下で、経営と現場の繋ぎ役と位置付けていることが、大きな特徴です。この結果として、現場意見の全社経営戦略への反映や、経営意思決定事項のオペレーションへの迅速な展開を通じて、現場に直結した意思決定をすることが可能になっています。

また、取締役報酬の会社業績さらには株主利益との連動性を一層高め、任期毎の職務や成果を反映した透明性の高い報酬体系とするため、当社は経営改革の一環として、2006年6月の定時株主総会終結の時をもって、取締役の退職慰労金制度を廃止しました。

経営を監視する仕組みとしては、当社は日本の会社法に基づく監査役制度を採用しています。監査役7名中4名を社外監査役とすることで、企業行動の透明性を一層高めています。各監査役は、監査役会で定めた監査の方針および実施計画に従って監査活動を実施し、コーポレート・ガバナンスの一翼を担っています。(2007年6月22日現在)

適切な経営を確保する仕組み

トヨタでは適切な経営を確保する仕組みとして、1996年から、政治、経済、環境、ビジネスなどさまざまな分野における海外の有識者10名前後で構成するインターナショナル・アドバイザリー・ボード(IAB)を毎年開催しています。ここではさまざまな経営課題について、グローバルな視点からアドバイスをいただいております。この他当社では、社内に「労使協議会・労使懇談会」「社会貢献活動委員会」「トヨタ環境委員会」「ストックオプション委員会」等各種の協議会・委員会を設置し、さまざまなステークホルダーの視点から経営や企業行動のあり方について審議、モニタリングを実施しています。



アカウンタビリティ(説明責任)

当社は、企業情報や財務情報の適正開示は、コーポレート・ガバナンスの重要課題のひとつと認識し、株主や投資家の皆さまへの説明責任の充実に努めています。

財務情報については、四半期ごとの決算情報開示に加え、2004年3月期より連結財務諸表を米国基準に統一し、財務諸表の適時性、透明性、分かりやすさを向上させました。また、2006年3月期決算より、次期の連結業績見通しを開示しております。さらに、米国企業改革法の制定を受け、全社的な活動として「情報開示委員会」を設置し、当社の開示すべき重要情報の正確性・公正性および適時性の確保に努めています。

コンプライアンス(法令遵守)

トヨタでは、企業倫理の確立およびコンプライアンスの 徹底のため、副社長以上の取締役および監査役の代表で 構成される「企業行動倫理委員会」を設置しており、企業 倫理、コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要 課題ならびにその対応について審議しています。 従業員に対しては、社外弁護士を受付窓口とした「企業倫理相談窓口」を設けるとともに、社内各部署においてコンプライアンスリスクを再点検し、その対策の実施と定着化を進めています。今後とも「トヨタ基本理念」や、社員の心構え・行動指針である「トヨタ行動指針」の一層の浸透を図るとともに、各階層・各機能における教育や研修を通じて、企業倫理の徹底に努めていきたいと考えています。

また、内部監査に関しては、経営者および直轄の独立 した専任組織が体制面の充実を図り、財務報告に関わる 内部統制の有効性を2007年3月期より適用された米国企 業改革法404条に従い、評価しています。内部監査に、 監査役による監査、外部監査人による会計監査を加えた 3つの監査機能は、財務報告に対する信頼性向上のため、 定期的、あるいは必要に応じて随時会合を開き、それぞれの監査計画と結果について情報共有、意思疎通を図り ながら、効率的で実効性のある監査を実施しています。

社会的責任

企業が国際社会の中で長期にわたって安定成長を持続していくためには、社会や人びとから尊敬され信頼される存在にならなければなりません。それには、事業活動によって経済の発展に貢献するだけではなく、良き企業市民として社会との調和ある成長を果たしていく必要があります。トヨタでは、こうした側面からも経営や企業行動のあり方のチェックを目的とする機能として、社内に「社会貢献活動委員会」か「トヨタ環境委員会」などを設置しています。

内部統制に関する基本的な考え方およびその整備状況

当社は、「トヨタ基本理念」および「トヨタ行動指針」に基づき、子会社を含めて健全な企業風土を醸成しています。 実際の業務執行の場においては、業務執行プロセスの中に問題発見と改善の仕組みを組み込むとともに、それを 実践する人材の育成に不断の努力を払っています。

以上の認識を基盤とし、内部統制の整備に関しては以下 の基本方針に従い取り組んでいます。

- [1] 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 倫理規程、取締役に必要な法知識をまとめた解 説書等を用い、新任役員研修等の場において、 取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹 底します。
 - ② 職務執行にあたっては、取締役会及び組織横断的な各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規定に基づき、適切に付議します。
 - ③ 企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について企業行動倫理委員会等で適切に審議します。また、組織横断的な各種会議体で各機能におけるリスクの把握及び対応の方針と体制について審議し、決定します。

[2] 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に 関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程並びに法令に基づき、各担当部署に適切に保存及び管理させます。

- [3] 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 予算制度等により資金を適切に管理するとともに、稟議制度等により所定の権限及び責任に基づいて業務及び予算の執行を行います。重要案件については、取締役会や各種会議体への付議基準を定めた規定に基づき、適切に付議します。
 - ② 資金の流れや管理の体制を文書化する等、適正 な財務報告の確保に取り組む他、情報開示委員 会を通じて適時適正な情報開示を確保します。
 - ③ 安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて、各担当部署が、必要に応じ、規則を制定し、或いはマニュアルを作成し配布すること等により管理します。
 - ④ 災害等の発生に備えて、マニュアルの整備や訓練を行う他、必要に応じて、リスク分散措置及び保険付保等を行います。
- [4] 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 中長期の経営方針及び年度毎の会社方針を基 に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した 方針管理を行います。
 - ② 本部統括取締役が、経営と執行のつなぎ役として経営方針に基づいて常務役員を指揮監督するとともに、常務役員に各部門における執行の権限を与えて機動的な意思決定を行います。
 - ③ 随時、外部の有識者をはじめとした様々なステークホルダーの意見を聞く機会を設け、経営や企業行動のあり方に反映させます。

- [5] 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するこ とを確保するための体制
 - ① 各組織の業務分掌を明確化するとともに、継 続的な改善を図る土壌を維持します。
 - ② 法令遵守及びリスク管理の仕組みを不断に見 直し、実効性を確保します。そのため、各部 署が点検し、企業行動倫理委員会等に報告す る等の確認を実施します。
 - ③ コンプライアンスに関わる問題及び疑問点に 関しては、企業倫理相談窓口等を通じて、法 令遵守並びに企業倫理に関する情報の早期把 握及び解決を図ります。
- [6] 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企 業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① グループ共通の行動憲章として、トヨタ基本理 念やトヨタ行動指針を子会社に展開し、グルー プの健全な内部統制環境の醸成を図ります。 人的交流を通じてトヨタ基本理念やトヨタ行 動指針の浸透も図ります。
 - ② 子会社の財務及び経営を管理する部署と事業 活動を管理する部署の役割を明確化し、子会 社の多面的な管理を図ります。これらの部署は、 子会社との定期及び随時の情報交換を通じて 子会社の業務の適正性と適法性を確認します。

- [7] 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くこと を求めた場合における当該使用人に関する体制 監査役室を設置し、専任の使用人を数名置きます。
- [8] 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役室員の人事については、事前に監査役会又 は監査役会の定める常勤監査役の同意を得ます。
- [9] 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体 制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役は、主な業務執行について担当部署を 通じて適宜適切に監査役に報告する他、会社 に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見 した時は直ちに監査役に報告します。
 - ② 取締役、常務役員及び使用人は、監査役の求 めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業 の報告をします。
- [10] その他監査役の監査が実効的に行われることを確 保するための体制

主要な役員会議体には監査役の出席を得るととも に、監査役による重要書類の閲覧、会計監査人と の定期的及び随時の情報交換の機会、必要に応じ た外部人材の直接任用等を確保します。

トヨタとニューヨーク証券取引所に上場している米国企業のコーポレート・ガバナンス慣行の重要な相違点につきましては、米国 証券取引委員会に提出された年次報告書(フォーム20-F)をご参照ください。なお、フォーム20-Fにつきましては、弊社ホームページ に掲載されております (http://www.toyota.co.jp/jp/ir/library/sec/index.html)。